

処理水の海洋放出に関する損害賠償請求説明会・個別相談会開催要領

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所の多種核除去設備等処理水の海洋放出が令和5年8月24日から開始され、一部の国が日本からの水産物の輸入禁止を措置したことから、現在、県内の水産業関係者や輸出関係事業者に影響が出ている状況にある。

東京電力ホールディングス株式会社は、令和4年12月に「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準」を公表し、令和5年10月2日より損害賠償請求書の送付の受付を開始することとしている。

このため、県では、賠償手続きや相談窓口を県内事業者や市町村担当者に広く周知するため、説明会を開催するとともに、実際に賠償が受けられるか、不安を感じる事業者の声もあることから、併せて弁護士等による個別相談会を開催し、事業者を支援する。

2 主催 宮城県

3 開催場所及び開催日時

開催場所	開催日	開催会場	開催時間
仙台合同庁舎 (仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17)	10月27日(金)	庁舎10階 大会議室	13:30 ～ 16:00 (13:00より 受付開始)
石巻合同庁舎 (石巻市あゆみ野 5-7)	10月31日(火)	庁舎1階 大会議室	
気仙沼合同庁舎 (気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6)	11月9日(木)	庁舎1階 大会議室	
大河原合同庁舎 (大河原町字 129-1)	11月15日(水)	庁舎別館2階 第2会議室	
大崎合同庁舎 (大崎市古川旭 4-1-1)	11月22日(水)	庁舎5階 501・502 会議室	

4 対象者 県内在住の事業者及び関係者、市町村職員等

5 内容

(1) 損害賠償請求説明会(13時30分～14時30分)

損害賠償の概要、賠償請求の手続き、相談窓口等を説明するもの(対応:東京電力)

(2) 個別相談会(14時30分～16時00分)

事業者等及び関係者に対する個別相談(対応:仙台弁護士会・東京電力)

- ※ 仙台弁護士会所属弁護士及び東京電力担当者による相談ブースをそれぞれ設置し、相談内容に応じて各ブースで相談に対応するもの。
- ※ ブース毎に相談員2名を配置し、1組あたり最大30分、6組程度の相談に対応。
- ※ 事前申込み制とし、受付の際に相談概要を聞き取り、事前に担当弁護士や東京電力担当者に情報提供し、どの相談ブースで対応するか調整する。
- ※ 民間損害賠償の対応等を行う市町村職員の相談にも応じるが、希望者多数の場合は事業者の相談を優先する。
- ※ 1週間前までに相談の申込みがない場合は開催しない。

6 申込み方法

開催日の1週間前まで電話、ファクシミリまたはメールで原子力安全対策課あてに申込み。

7 申込み・問合せ先

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当:大鷲

住所:宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話:022-211-2340 / FAX:022-211-2695

メール:gentaij@pref.miyagi.lg.jp